

ADS通信

Vol.16



Seikatsu Sangyo
Laboratory

生活産業研究所株式会社

1. 道路がクランク状の場合の考え方

前回配信のADS通信Vol.15では、「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」での取扱いを基に前面道路の反対側の境界線がクランク状の場合の道路斜線の考え方及びADSでの設定方法をご案内しました。今回は前面道路の反対側の境界線ではなく、道路境界線がクランク状の場合の道路斜線制限の考え方及びADSシリーズでの設定方法をご案内します。

1-1. 概要

1-2. 1の道路の考え方

1-3. 2の道路の考え方

1-4. 各システムでの設定方法

対象システム ADSシリーズ

製品名凡例

略称	製品名
ADS-Family	ADS-win/ADS-LAX/ADS-LA
BT-AC	ADS-BT for ARCHICAD
BT-RV	ADS-BT for Revit
BT-VW	ADS-BT for VECTORWORKS
ADSシリーズ	上記全製品

1.道路がクランク状の場合の考え方

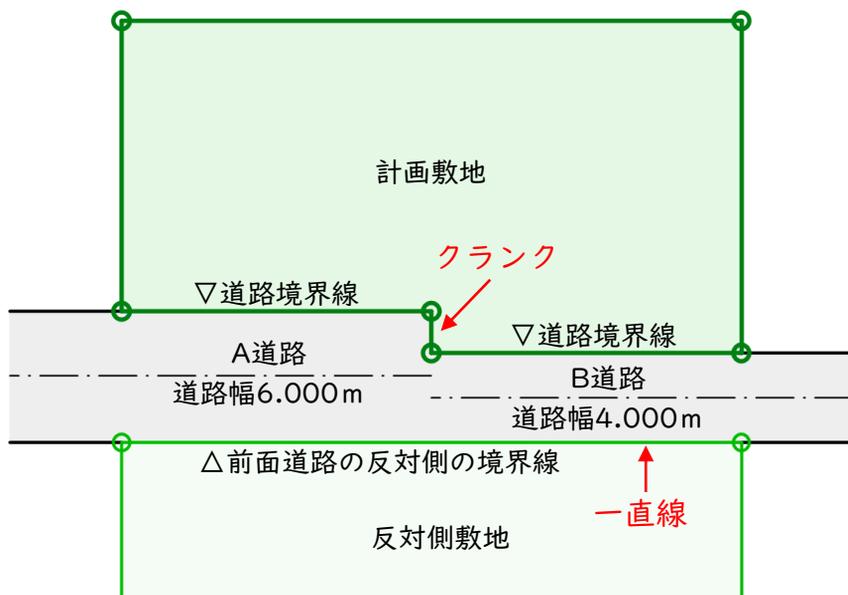
1-1.概要

「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」では、前面道路の反対側の境界線がクランク状の場合の道路の取扱いについて、1の道路とする取扱い及び2の道路とする取扱いが記載されています。一方で、道路境界線自体がクランク状の場合の取扱いには言及されていません。法第56条第1項第1号において、「～当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に～」と、道路斜線制限は道路境界線の形状によらず、前面道路の反対側の境界線の形状によると明確に規定されているためと思われます。

しかし、サポートセンターに寄せられるお問い合わせを整理すると、運用上は前面道路の反対側の境界線がクランク状の場合と同様に1の道路の取扱いと2の道路の取扱いが適用されているようです。簡単な敷地形状でその考え方についてご案内します。

敷地形状

1面接道で、道路境界線がクランク状の敷地です。前面道路の反対側の境界線は一直線の道路です。クランクによって、その道路幅員は6.000mと4.000mと異なる道路幅員を有しています。

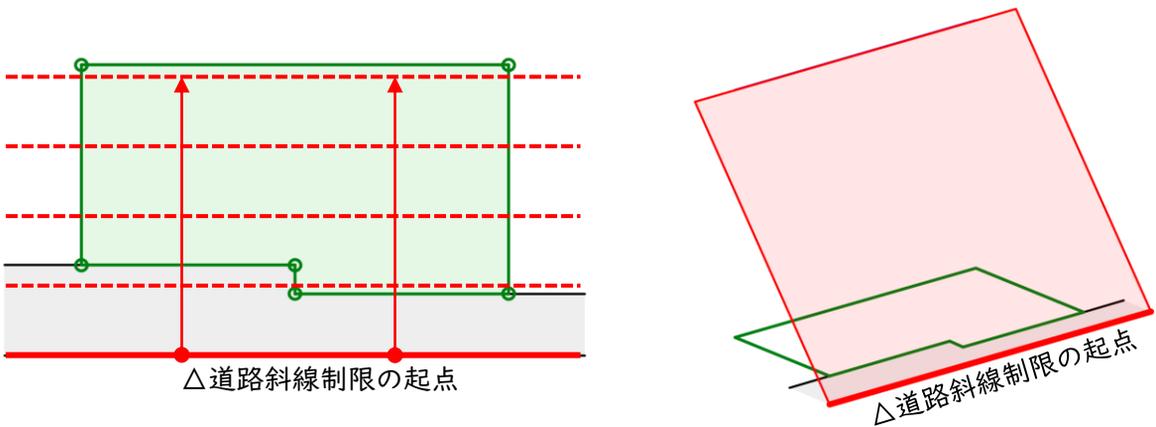


前面道路の反対側の境界線を道路境界線とする敷地（上図の反対側敷地）を考えると、その敷地では前面道路の反対側の境界線がクランク状の場合となります。同じ道路を有する敷地同士ですので、道路境界線がクランク状の敷地においても、1の道路の取扱いと2の道路の取扱いを適用することは妥当であると考えられます。

1.道路がクランク状の場合の考え方

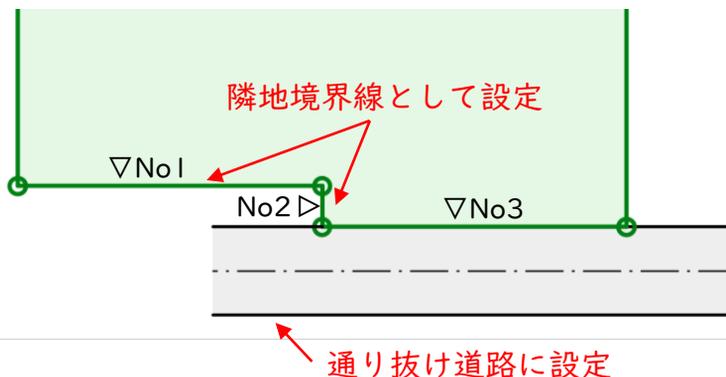
1-2. 1の道路の取扱い

前述の通り、法第56条第1項第1号において、道路斜線制限は道路境界線の形状によらず、前面道路の反対側の境界線の形状によると明確に規定されていますので、道路斜線制限の原則の考え方です。道路境界線がクランクしていて、幅員の異なる道路が連続していても、令132条を適用せずに1の道路として道路斜線制限を適用します。道路斜線制限の起点は、どちらの幅員の部分も同じ前面道路の反対側の境界線になります。



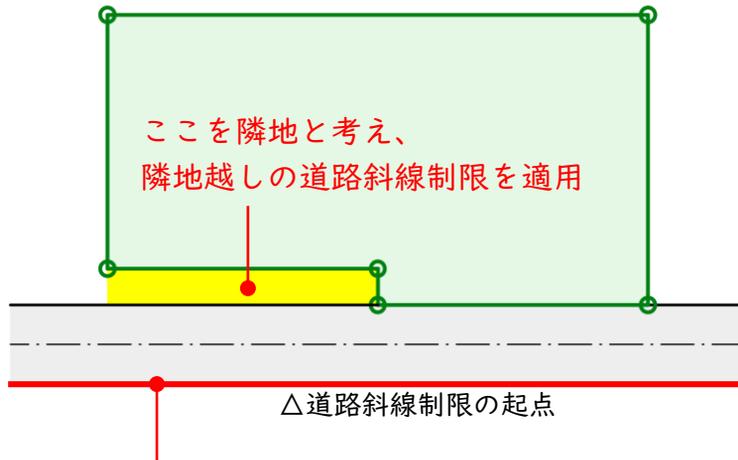
ADSシリーズではクランク状の部分を道路境界線として設定すると、その設定内容によらず連続する道路としてシステムが認識ができず、1の道路の取扱いの形状の天空率算定領域を自動生成できません。そのため、境界線条件を実際の形状とは異なる状況で設定する必要があります。その方法は、クランク状の部分とその部分を有する道路を「隣地境界線」として設定します。また、道路の形状は通り抜け道路とします。

No	種類	道路幅1	道路幅2	採用幅種別	採用道路幅員
1	隣地				
2	隣地				
3	道路	4.000	4.000	最小幅員	4.000



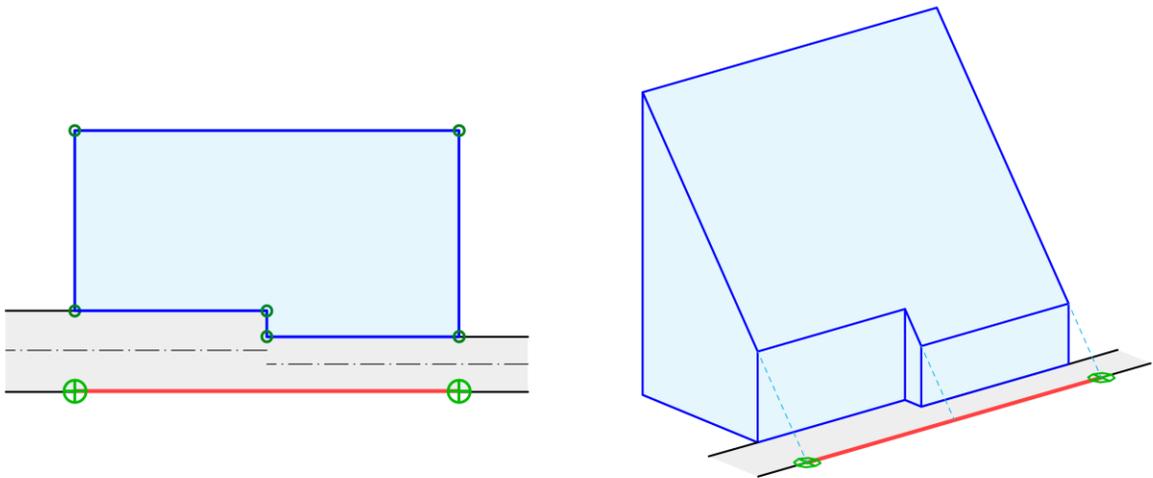
1.道路がクランク状の場合の考え方

JCBA方式を選択して更新の上天空率算定領域を自動生成すると、隣地境界線とした幅員6.000mの部分に対して、4.000m道路が延長した道路斜線制限が適用されます。前面道路の反対側の境界線を一直線として、隣地越しの道路斜線の適用と同じ考え方です。



通り抜け道路でJCBA方式を選択した場合、道路境界線端点を延長して道路斜線制限が発生

適合建築物及び測定ラインは下図の通りとなります。



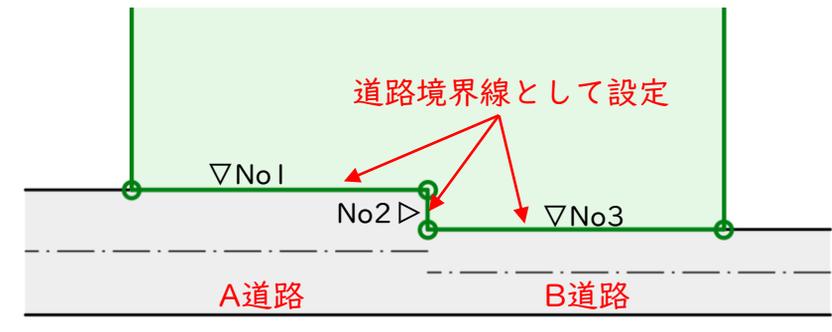
サポートセンターに寄せられるお問い合わせの多くの場合で、この1の道路としての取り扱いが適用されているようです。

1.道路がクランク状の場合の考え方

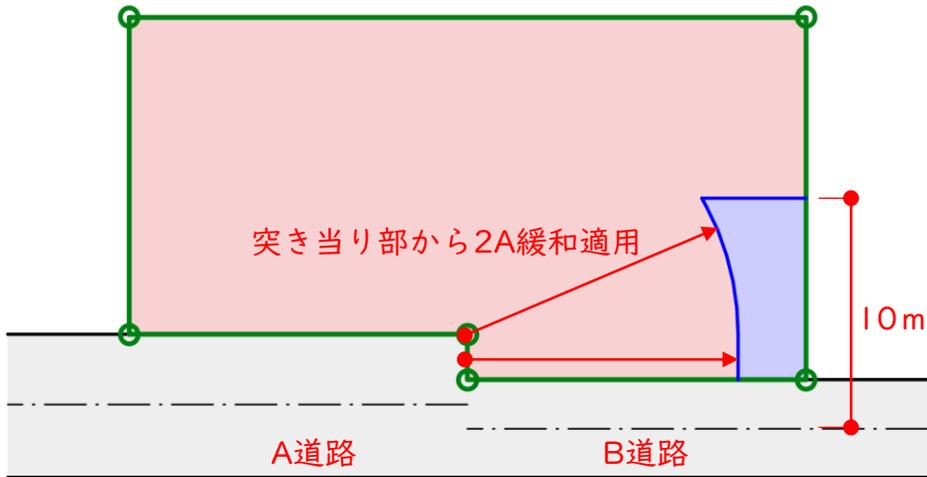
1-3. 2の道路の取扱い

2の道路として取扱う場合、道路幅員が異なりますので、令第132条が適用されません。ADSシリーズでは、突き当り道路の突き当り部分を道路境界線として設定するので、クランク状の部分は道路境界線とします。

No	種類	道路幅1	道路幅2	採用幅種別	採用道路幅員
1	道路	6.000	6.000	最小幅員	6.000
2	道路	6.000	6.000	最小幅員	6.000
3	道路	4.000	4.000	最小幅員	4.000



令第132条の区域分けは下図のようになります。



- 令第132条第1項の区域（道路幅員の緩和が適用された区域）
- 令第132条第3項の区域（道路幅員の緩和が適用されない区域）

※ADSシリーズのデフォルト設定では、道路境界線端点を起点として円弧状に令第132条第1項の緩和（いわゆる2A緩和）の区域を設定します。2A緩和の区域の設定の取扱いは「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」を参照して下さい。

1.道路がクランク状の場合の考え方

次に天空率算定領域の取り方を考えます。

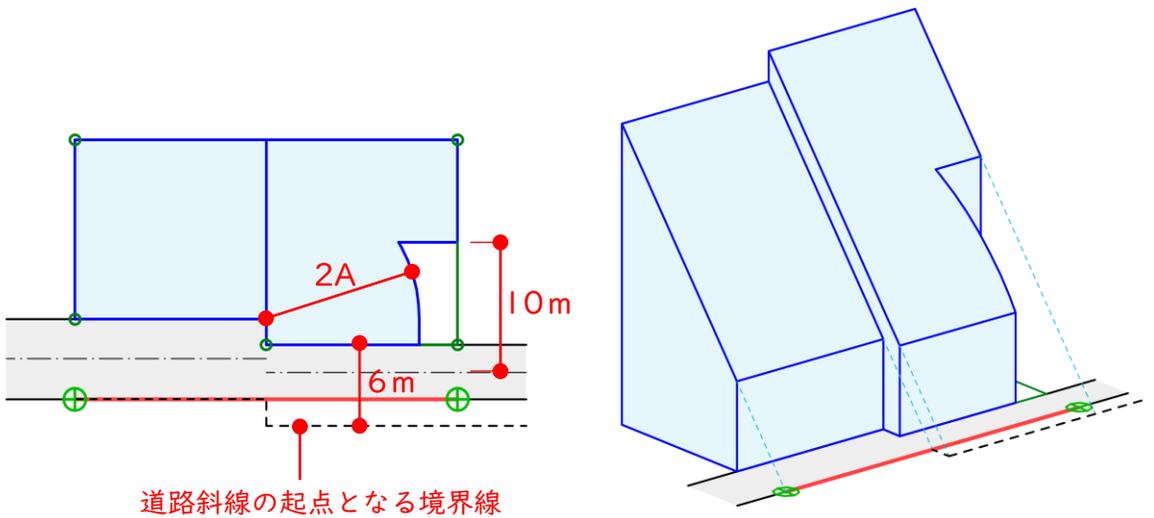
「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」の前面道路の反対側の境界線がクランク状の場合で2の道路と取り扱う場合と同様に道路幅員が異なっても道路が連続していると考えられる場合と、2つの道路が互いに突き当たっていると考える場合と2つの取り扱いが考えられます。

1-3-1.連続する道路として考える場合

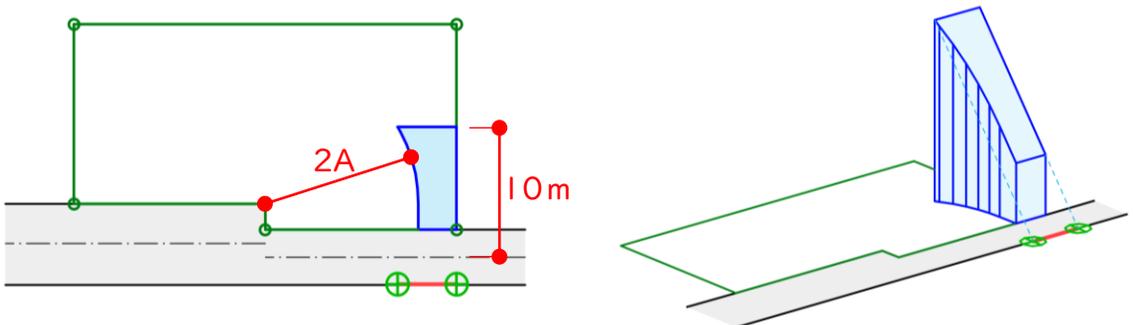
「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」の前面道路の反対側の境界線がクランク状の場合の「一の道路の取扱い」と同じ道路斜線制限を適用します。

○令第132条第1項の区域（道路幅員の緩和が適用された区域）

B道路の幅員をA道路の幅員とみなして道路斜線制限を適用します。道路斜線制限の起点となる境界線がクランク状になります。



○令第132条第3項の区域（道路幅員の緩和が適用されない区域）

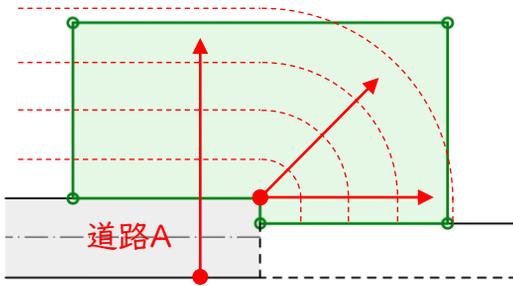


1.道路がクランク状の場合の考え方

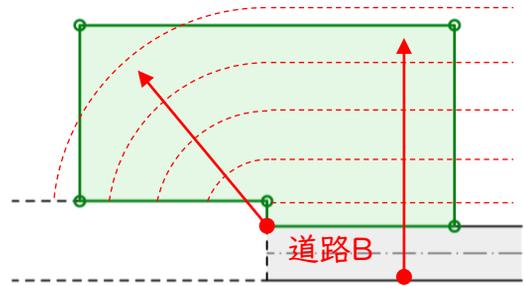
1-3-2.2つの突き当り道路として考える場合

道路Aと道路Bを別の道路とし、2つの道路が互いに突き当たっていると考えます。突き当り道路の道路斜線制限の考え方を適用し、それぞれの道路の突き当り部から回り込みが発生します。

○道路Aの道路斜線制限



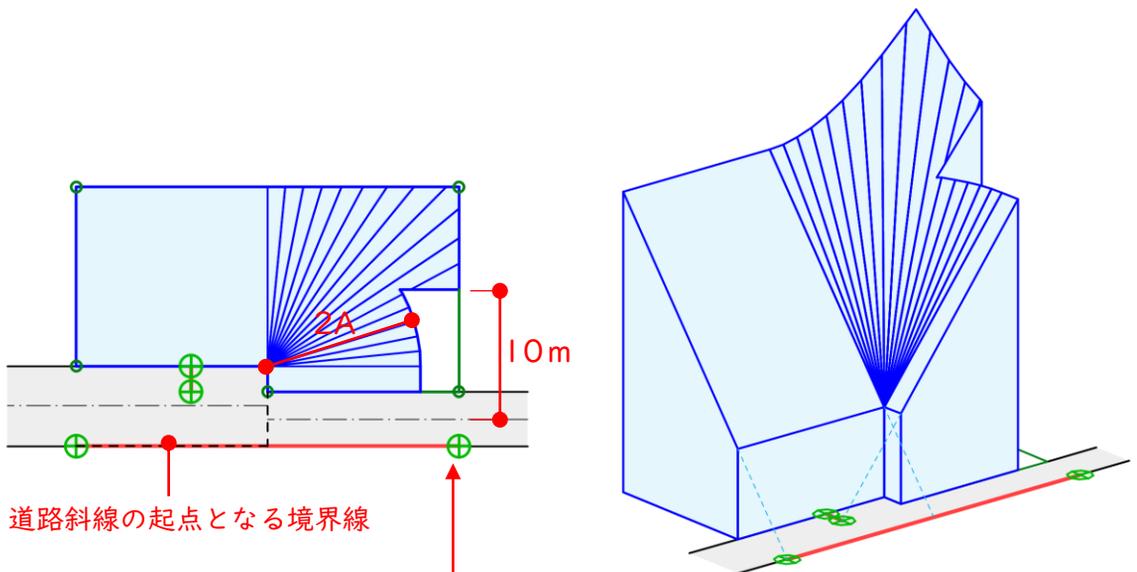
○道路Bの道路斜線制限



天空率算定領域は道路Aからの道路斜線制限の区域と道路Bからの道路斜線制限の区域に分かれます。

道路Aの道路斜線制限の区域の天空率算定領域

○令第132条第1項の区域(緩和が適用された区域)



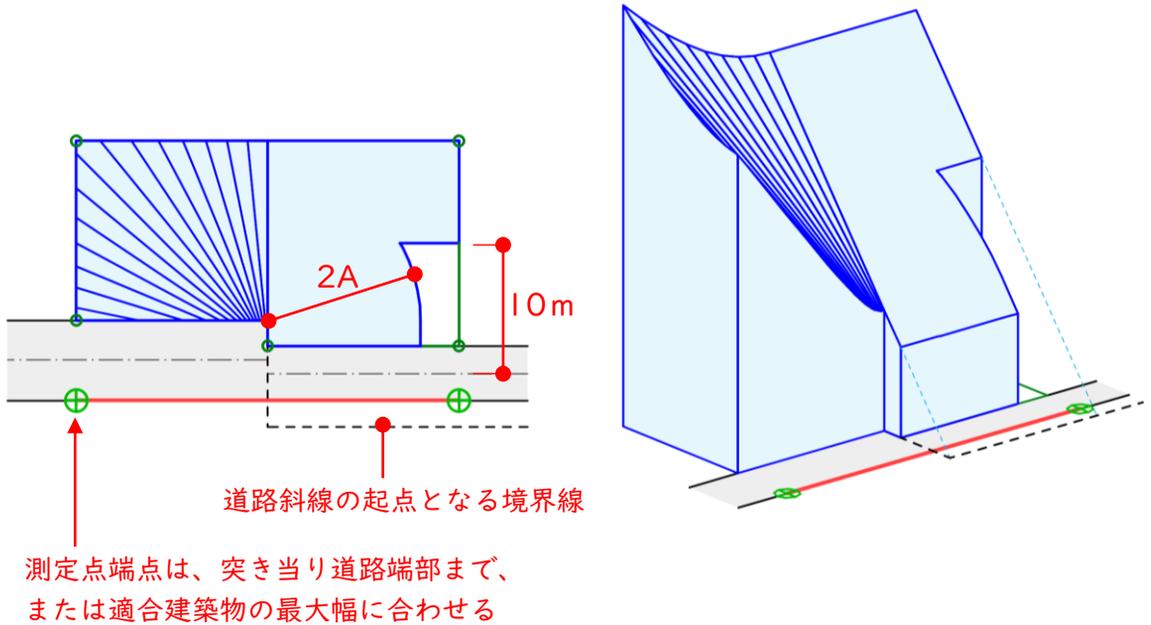
道路斜線の起点となる境界線

測定点端点は、突き当り道路端部まで、または適合建築物の最大幅に合わせる

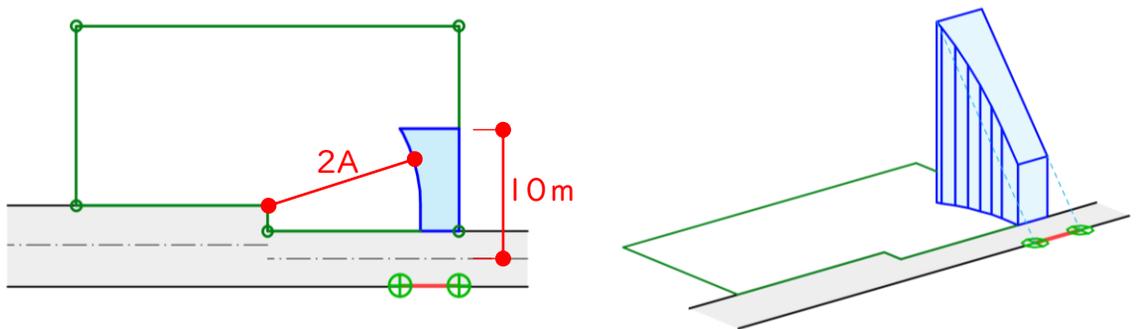
1.道路がクランク状の場合の考え方

道路Bの道路斜線制限の区域の天空率算定領域

○令第132条第1項の区域(緩和が適用された区域)



○令第132条第3項の区域(緩和が適用されない区域)



今回ご案内した道路境界線がクランク状の場合の考え方は、サポートセンターに寄せられたお問い合わせを整理して生活産業研究所の解釈を加えたものです。この考え方が適用されない場合がありますので、実際の運用でどのような取り扱いが適用されるかは必ず審査機関にご確認下さい。

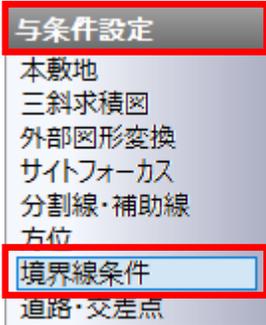
1.道路がクランク状の場合の考え方

1-4.各システムでの設定方法

境界線の設定は「境界線条件」から行います。

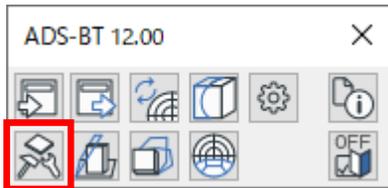
2の道路の取扱いを適用する場合、敷地形状・道路形状によっては天空率算定領域の手動編集が必要になる場合があります。案件ごとに個別の設定が必要になりますので、サポートセンターまでお問い合わせ下さい。

ADS-Family



No	種類	道路幅1	道路幅2	採用幅種別	採用道路幅員
1	道路	6.000	6.000	最小幅員	6.000
2	道路	6.000	6.000	最小幅員	6.000
3	道路	4.000	4.000	最小幅員	4.000

BT-AC



境界線条件							
No	種類	道路幅1[m]	道路幅2[m]	採用幅種別	採用道路幅員	道路高1[m]	道路高2[m]
1	道路	4.000	6.000	最小幅員	4.000	0.000	0.000

BT-RV



BT-VW



※「ADS-与条件-敷地線」クラスの「ADS-BT 敷地境界線」オブジェクトを選択した状態で選択します。





生活産業研究所株式会社
Seikatsu Sangyo Laboratory
<http://www.epcot.co.jp>

ADS通信 Vol.16

- ・資料の二次使用、改造、改変等は禁止しております。
- ・著作権は、生活産業研究所株式会社に帰属します。